

西春日井広域事務組合  
地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和 7 年度から令和 12 年度まで

# 目次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の根拠	2
2 計画目的	2
3 計画期間、基準年度	2
4 対象範囲	3
5 対象とする温室効果ガス	3
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	4
1 基準年度の温室効果ガス排出量	4
2 施設別排出状況	4
3 エネルギー別排出状況	5
4 基準年度2020（令和2）年度と2024（令和6）年度の温室効果ガスの排出量の比較	5
5 削減目標	6
6 削減に取り組むにあたり配慮すべき事項	6
7 各署所削減目標及び重点項目	6
第4章 削減目標達成のための取り組み	7
1 電気使用量の削減	7
2 ガソリン及び軽油の使用量の削減	7
3 ガスの使用量の削減	7
4 紙使用量の削減	7
5 物品購入等	8
6 その他	8
第5章 実行計画の推進及び進捗状況の公表	9
1 実行計画の推進	9
2 進捗状況の公表	9

## 第1章 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。2015（平成27）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標」（SDGs）で17の目標が定められ、同年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、法的拘束力のある国際的な合意文章である「パリ協定」が採択されました。この協定では、第2条に「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」と目的が明記されています。

我が国では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）により、すべての市町村が地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられております。さらに、2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量削減目標を2013（平成25）年度比で46%削減し、さらには50%の高みに向か、挑戦を続けていくことが位置づけられました。

今般、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）が成立し、政府は2050（令和32）年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指しています。

西春日井広域事務組合（以下「当組合」という。）では、西春日井広域事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ります。

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の根拠

法第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられる温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。

一部事務組合についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、実行計画（事務事業編）を策定することが義務付けられています。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

##### （地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～13 （略）

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 （略）

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### 2 計画目的

地球温暖化対策計画に即して、当組合の事務及び事業に関して現状と課題を把握し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組み、地球温暖化対策に寄与することを目的とします。

### 3 計画期間、基準年度

2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までを計画期間とし、2020（令和2）年度を基準年度とします。

なお、本計画は社会経済情勢の変動があった場合や、国や愛知県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

※ 基準年度とは、各年における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

#### 4 対象範囲

地方公共団体は、地球温暖化対策計画に基づき「自らの事務及び事業」が対象となることから、本計画の対象は全ての組織及び施設を対象とします。

なお、外部委託を実施している事務事業は対象外ではあるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するよう要請します。

対象施設一覧
消防本部・東消防署
西消防署
東消防署西春出張所

#### 5 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定されている7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素を対象とします。

## 第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1 基準年度の温室効果ガス排出量

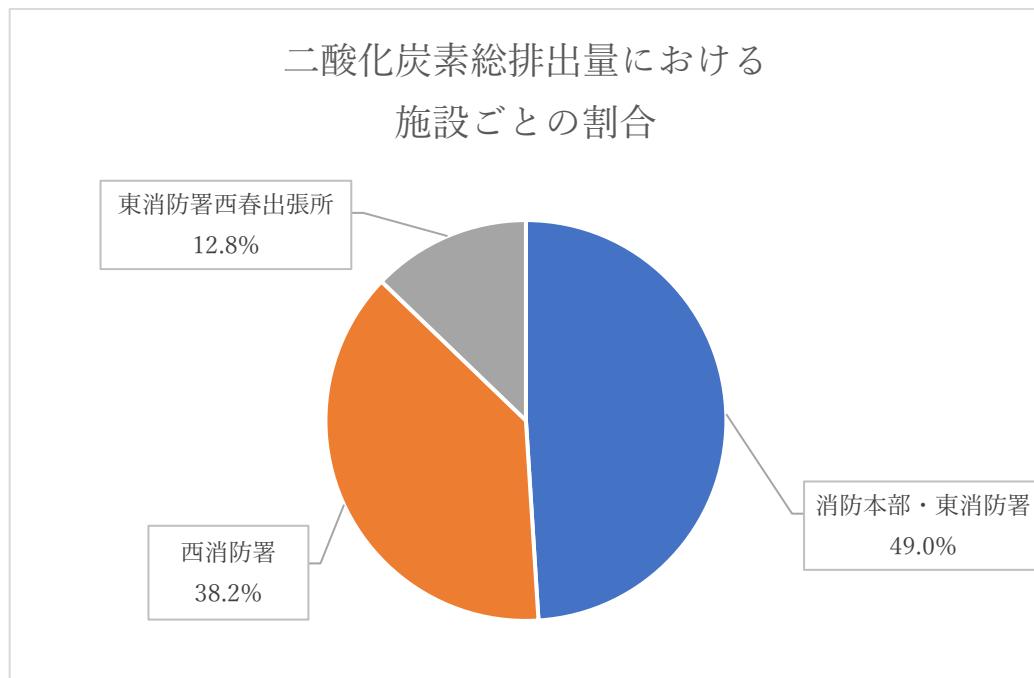
当組合が使用している各エネルギーの消費量から二酸化炭素排出量を算出したところ、2020（令和2）年度における施設別・エネルギー別の二酸化炭素排出量（t）と割合（%）については以下の表のとおりでした。この数値を本計画における基準値とします。

	電 气	ガソリン	軽 油	L P G	都市ガス	合 計	割 合
消防本部・東消防署	96.6 t	29.2 t	17.8 t		13.4 t	157.0 t	49.0%
西消防署	63.3 t	31.4 t	18.3 t		9.6 t	122.6 t	38.2%
東消防署西春出張所	22.0 t	10.0 t	6.0 t	3.0 t		41.0 t	12.8%
割 合	56.8%	22.0%	13.1%	0.9%	7.2%	100%	

※ 排出量の数値にあっては、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを表記しています。

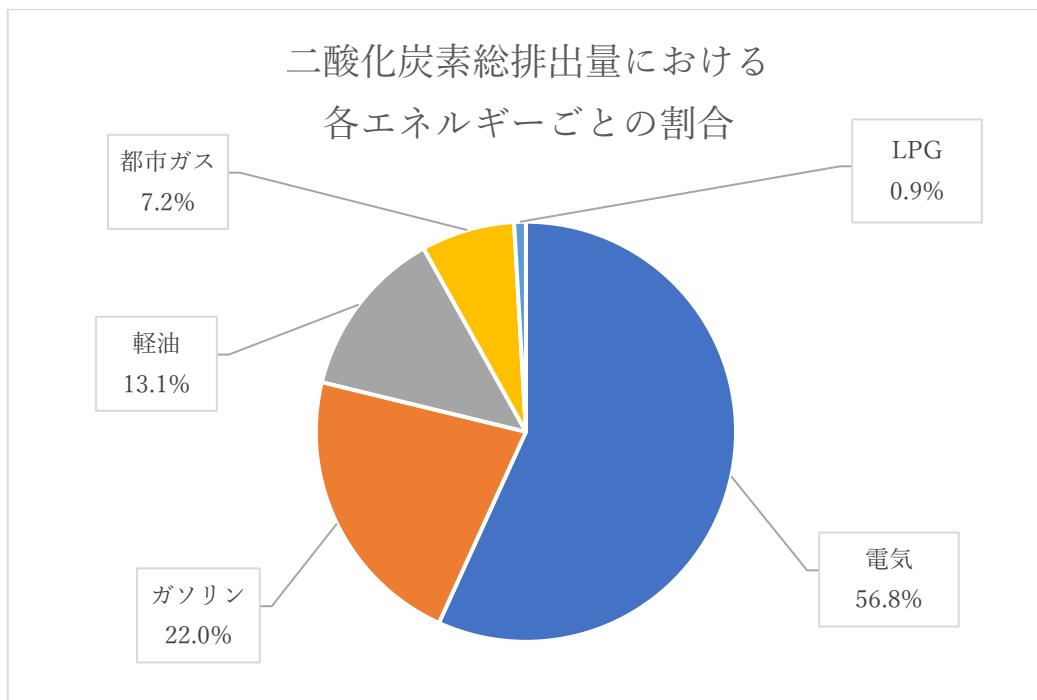
### 2 施設別排出状況

当組合において、職員数が最も多い消防本部・東消防署が全体の49%を占めており、次に職員が多い西消防署が38.2%、東消防署西春出張所が12.8%となっています。



### 3 エネルギー別排出状況

当組合における二酸化炭素排出量のエネルギー別の割合について、電気由來のものが 56.8%、車両の燃料に使用される燃料（ガソリン及び軽油）由來のものが 35.1%、給湯、コンロ等に使用される燃料（都市ガス及び LPG）が 8.1%となっています。



### 4 基準年度 2020（令和2）年度と2024（令和6）年度の温室効果ガスの排出量の比較

	電 气	ガソリン	軽 油	L P G	都市ガス	合 計
令和2年度 【基準年度】	181.9 t	70.6 t	42.1 t	3.0 t	23.0 t	320.6 t
令和6年度	155.1 t	96.4 t	48.4 t	1.7 t	21.2 t	322.8 t
比 較	-26.8 t	25.8 t	6.3 t	-1.3 t	-1.8 t	2.2 t

※ 排出量の数値にあっては、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを表記しています。

基準年度 2020（令和2）年度と2024（令和6）年度の温室効果ガス排出量を比較すると、電気、LPG及び都市ガスは 14.4% 削減しているが、ガソリン及び軽油は、28.5% 増加しており、全体では 0.7% 増加している。

## 5 削減目標

当組合においては、業務の特殊性より、消防車両からの温室効果ガスを削減するのは困難であるため、それ以外のエネルギー使用量を削減し、2030（令和12）年度までに2020（令和2）年度比で約10%削減することを目標とします。

## 6 削減に取り組むにあたり配慮すべき事項

当組合において、ガソリンや軽油は、意図せず発生する火災・救急出動等において、すべての消防車両や救助器具等の燃料として欠かすことができないうえ、火災・救急出動等の件数・活動時間を予測することは非常に困難です。

また、業務遂行のためには、訓練や通常業務を削減することができないことから、ガソリンや軽油に由来する温室効果ガスは排出量削減の対象から除外するものとします。

ただし、業務遂行のために影響のない範囲で、職員一人ひとりが排出量削減の意識を持つようとするものとします。

## 7 各署所の削減目標及び重点項目

各署所別の削減目標と重点項目は、以下の表のとおりとします。

担当署所	基準年度排出量 2020 年度 (令和 2 年度)	削減目標	重点項目
	目標年度排出量 2030 年度 (令和 12 年度)		
消防本部・ 東消防署	157.0 t	15%	空調設備の設定温度の管理徹底 休憩時間等の節電 緊急車両以外の車両は、低燃費走行に努める
	133.5t		
西消防署	122.6 t	15%	空調設備の設定温度の管理徹底 休憩時間等の節電 緊急車両以外の車両は、低燃費走行に努める
	104.2 t		
東消防署 西春出張所	41.0 t	5%	空調設備の設定温度の管理徹底 休憩時間等の節電 緊急車両以外の車両は、低燃費走行に努める
	39.0 t		

## 第4章 削減目標達成のための取り組み

### 1 電気使用量の削減

#### (1) 照明機器に対する取り組み

- ア 庁舎内等施設内の照明は、天候や時間に応じて消灯をする。
- イ 昼間帯や休憩時間中は、必要箇所以外の照明は消灯をする。
- ウ ブラインド等にて、採光、遮光を管理し、照明を効率化する。
- エ 毎日勤務者は、計画的な事務処理に努め、夜間の残業時間の削減を徹底する。

#### (2) 空調機器に対する取り組み

- ア 室温を夏場は28°C、冬場は20°Cを目安になるように空調機器の管理に努める。
- イ 空調の不要な部屋の運転停止や運転時間の短縮を図る。(部屋単位での設定をする。)
- ウ 定期的に空調機器のフィルター清掃に努める。
- エ 扇風機等を用いて、室内全体が一定温度になるようにする。

#### (3) OA機器に対する取り組み

- ア パソコンのディスプレイの光度を落とし、1時間以上使用しない場合は、電源を切る。
- イ 省電力機能が付いている場合は、その機能が使用できるように設定しておく。
- ウ 每日勤務者にあっては退庁時に身の回りのOA機器の電源を切り、交替制勤務者にあっては、午後10時から翌午前6時までの時間帯は必要なOA機器以外の電源は切るものとする。

### 2 ガソリン及び軽油の使用量の削減（緊急時等の活動時は除く。）

- (1) アイドリングストップに努める。
- (2) 急発進・急ブレーキなどを避けることで、低燃費を心掛ける。
- (3) タイヤの空気圧などを適切に管理し、車両整備に努める。
- (4) 相乗りなどにより、公用車の効率的な利用を図る。
- (5) 公共交通機関を積極的に利用する。

### 3 ガスの使用量の削減

給湯機器は、適正な温度を設定する。

### 4 紙使用量の削減

- (1) ミスプリントなどの半面使用済み用紙を積極的に有効活用する。
- (2) 印刷物が数枚におよぶ場合は、両面印刷する。
- (3) 資料のデータ化、データによる共有や回覧などペーパーレス化を図る。
- (4) 使用済みの封筒やファイルなどのリユースを実施する。

## 5 物品購入等

- (1) 機器の購入、更新時には、省エネルギータイプの機器を購入する。
- (2) 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- (3) 環境ラベル（エコマーク、グリーンラベル等）製品の購入に努める。
- (4) 緊急車両を購入する際は、アイドリングストップ機能を有する車両の導入を検討し、事務連絡車等を購入する際は、次世代自動車の導入を検討する。

## 6 その他

- (1) 廃棄物排出量の削減
  - ア 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
  - イ 備品等は大切に扱い、可能な限り長寿命化を図ることで、ごみの減量化を図る。
- (2) 節水の励行
  - ア 日常的に節水に心がける。
  - イ 水を溜めて使用するなど、流しながらの作業をしない。
  - ウ 水道設備を整備する際は、節水型商品の購入に努める。

## 第5章 実行計画の推進及び進捗状況の公表

### 1 実行計画の推進

当組合では、職員が一丸となり、温室効果ガスの削減に向けた行動をとつていきます。

実行計画の実施状況を把握するために、各施設の各エネルギーの使用量等の調査を行い、温室効果ガスの排出量を算定します。その結果を全職員へフィードバックをし、温室効果ガスの効果的な削減に向けた取り組みを継続して行つていきます。

### 2 進捗状況の公表

法第21条第16項の規定に基づき、実行計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回当組合ホームページ上により公表します。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）第21条

1～15（略）

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

